懇話会確定案

懇話会素案作成シート

前文(仮置き)

北本市は、埼玉県のほぼ中央に位置し、縄文時代に先人が居を構え、大宮台地に位置する恵まれた環境のもと、緑豊かな自然をはぐくみ、長い歴史のときを刻んで、今日に至っています。

懇話会条例構成案

新しい世紀を向かえ、地方自治の在りようは変わり、これまでの中央集権型の行政運営から、地方分権型の行政経営へと移行されました。また、近年の地方行政を取り巻く情勢は、少子高齢化、高度情報化社会、環境問題への対応、国と地方の財政構造の再編等、大きな転換期を迎えています。今後、地方公共団体は、時代の変化に対応した地域社会の創造が求められています。

そのため、市民、市議会、<u>市長及び市職員</u>それぞれの責務を明らかにし、情報を共有しながら、市民と行政の協働による個性豊かな、自立した北本市を構築するとともに、すべての市民一人ひとりが個人として尊重され、住みやすさと幸せを感じて生活できる、「緑にかこまれた健康な文化都市」を北本市の<u>将来都市像とし、次世代に引き継いで行くことが必要です</u>。即ち、これからのまちづくりは、私たち市民が主役となり、市民から信託を受けた市長及び市議会と協力して、諸課題を解決していかなければなりません。

私たちは、これら<u>北本市における自治の基本理念</u>のもとに、自治のさらなる進展を図るべく、ここに「北本市自治基本条例」を制定します。

「プロジェクト・メンバーの意見」

- ・主語が明確になっていない点や曖昧な表現がある(「将来都市像」とは未来に向かっていく都市像であり、次世代に引き継ぐべきものではない等)ため全体的に文章を整理する必要がある。
- ・「これら北本市における自治の基本理念」は何を示すのかを明確にしておく必要がある。

「懇話会委員の意見」

- ・旧石器時代には人が住んでいたようなので、「大宮台地の緑豊かな自然環境のもと、長い歴史の…」としてはどうか。
- ・4行目から9行目は現在の地方自治の動向なので、これほど詳しく触れる必要はないのではないか。
- ・「そのため」以降は、目的の項で記載すべき事項ではないか。
- ・主役である市民がどのようなまちを目指すのか、どのようなまちにしたいのか、市民の思いがわかる表現にしたい。
- ・北本市の理想像、自治の基本理念がわかりづらい。
- ・私たち市民が主役となり「結果責任は市民にあるという自覚のもとに」を追加したい。
- ・「稲作等の農地としては、必ずしも恵まれていませんでしたが、先人の知恵と工夫と努力の成果として緑豊かな自然を現在に残してきました」としてはどうか。
- ・「市長及び市職員」の記述は目的の条項に合わせ、「市の執行機関等」に変更してはどうか。
- ・まとめの部分を「これからのまちづくりに向け、私たちは、私たち市民が主役となり、すべての結果責任を自ら負うことを責務として、市民から信託を受けた市長及び市議会と協力して、北本市 の将来都市像を実現することを自治の基本理念として自治のさらなる進展をはかるべくここに「北本市自治基本条例」を制定します」に変更してはどうか。

<第18回懇話会(11月23日)会議録から>

- ・基本原則は、市民が主役となり、結果責任は市民にあるという理解のもとにまちづくりを進めること。
- ・前文には、条例を検討するにあたってこのようなことを話し合いましたという説明を盛り込むことが必要。北本市の状況や地方自治のあり方、北本市のこれから進むべき方向等について記載する。
- ・条例の名称は「自治の原則に基づき誰もが住み易い北本市をみんなの手で実現していくための基本を定める条例」でもよい。
- ・憲法や地方自治法は国の役人が作ってきたものだが、今回の条例は北本の市民が作っている。その点が今までの法との違いであって、まさに今、我々はこの条例を自分たちのために作っている。
- ・高齢者や子育てや環境問題など、今現在ある問題を市民参画や協働により個々の問題を解決していくことをこの条例で謳っておけばよい。

<第21回懇話会(2月9日)会議録から>

・これまでの討議の中で、自治に必要なものとして、参画・協働の推進と情報の共有が中心になるということが明らかになった。